

各市町村

保育所主管部（課）長
地域子ども・子育て支援事業主管部（課）長
認定こども園主管部（課）長
認可外保育施設主管部（課）長

） 殿

岡山県保健福祉部子ども未来課長
(公 印 省 略)

保育所等における引き続きの感染防止策の徹底について（R3第12報）

各市町村におかれましては、県の新型コロナウイルス感染症対策へご協力いただきありがとうございます。

令和3年9月9日（木）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置区域について、本県は9月12日（日）をもって除外され、法に基づくまん延防止等重点措置区域となりました。

このため、県では、法第24条第9項等に基づき、9月13日（月）から9月30日（木）までの間、県民及び事業者の皆様に対し、別添のとおり協力を要請しました。

つきましては、貴市町村におかれましても、保育所等に対して、感染防止対策への取組に加え、職員、子ども及びその家族等へのお知らせにご協力いただくよう、周知等をお願いいたします。

なお、今回の要請では、放課後児童クラブへの協力要請が追加されています。

放課後児童クラブは、「放課後児童クラブ運営指針（H27.3.31 雇児発 0331 第34号）の規定に基づき、学校との連携や衛生管理等を実施することとなっておりますが、再度、感染防止対策に加え、学校との連携や、感染症の発生や疑いがある場合の市町村や保健所への迅速な連絡などを徹底するよう、周知方お願いいたします。

記

○放課後児童クラブへの協力要請（法第24条第9項に基づくもの）

- ・「新型コロナウイルス感染症安全管理マニュアル」（岡山県作成）及び「地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FQA」（R3.4.23 内閣府・厚生労働省通知）に沿った感染防止策を徹底すること
- ・飲食の際は、黙食を心掛け、利用児童間の距離を確保するか、パーティションの設置など飛沫防止に努めること
- ・児童・職員に日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不調を感じる場合は出席・出勤させないこと

○放課後児童クラブ運営指針<抜粋>

第5章 学校及び地域との関係

1. 学校との連携

- (1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。
- (2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- (3) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

2. 衛生管理及び安全対策

(1) 衛生管理

- 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

【添付書類】

別添1：岡山県新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（2021.9.10）

別添2：新型コロナウイルス感染症安全管理マニュアル(岡山県作成)

【参考】

保育所等における新型コロナウイルス感染症関連情報：岡山県 子ども未来課HP

<https://www.pref.okayama.jp/page/725715.html>

<問い合わせ先>

岡山県保健福祉部子ども未来課

子育て支援班 TEL:086-226-7348